

しんぐうマルシェを開催します



町の特産品や野菜、果物、食品加工品など約20ブースが出店します。ぜひ町のいろいろなものを買ったり食べたりしてマルシェイベントをお楽しみください。

日時 6月11日(土)、25日(土)
午前9時30分～午後1時30分
場所 そぴあしんぐう(芝生広場)
必要なもの 持ち帰り用の袋

相島の漁師のいけま売り

玄界灘で獲れた天然の魚介類を、漁師が漁船の「生け間(いけま)」から直接販売する大人気のイベントです。

日時 6月18日(土) 午前9時～11時

場所 新宮漁港

(漁港に隣接する駐車場があります)

必要なもの

クーラーボックスなど

※魚が売り切れ次第終了となります。

ご購入いただいたお客様には駐車券をお渡しします。



問い合わせ先 (一社)新宮町おもてなし協会 ☎981-3470

相談場所 役場2階 消費生活相談室

相談日時 毎週火曜日・金曜日(電話相談にて対応)

午前10時～午後1時・午後2時～4時 ※祝日は除く

相談専用番号 ☎410-2182(開設時のみ)

消費生活相談室だより

買い物や契約での消費トラブルはありませんか。相談無料の消費生活相談室をご利用ください。町外在住の相談員が対応します。

若者に広がる「モノなしマルチ商法」に注意！

事例

学生時代の友人からいい話があるから会わないかという電話があり、レストランで会った。別の勧誘者も同席し「海外の不動産に投資をすれば仮想通貨で配当があるので、消費者金融で借金をしても埋め合わせができる。投資者を紹介すれば紹介料を受け取ることができるので、借金の返済は簡単だ」と説明を受けた。学生だと借金できないので結婚式の費用として借りるように指示され、消費者金融4社から総額約130万円を借金して、代金を友人に手渡した。

しかし、契約書面や領収書は受け取っておらず、セミナーにも参加したが投資の仕組みの説明は全くなかった。友人に解約の連絡をしたところ、半額しか返金できないと言われた。

アドバイス

- ①実態や仕組みが分からない「モノなしマルチ商法」は契約しない。
- ②友だちや知り合いから勧誘されても、きっぱりと断りましょう。
- ③安易にクレジットカードでの高額決済や借金をしないようにしましょう。
- ④不安に思った場合やトラブルになった場合は消費生活相談室に相談しましょう。

【相談窓口】

○消費者ホットライン「188(いやや!)」番
※188は最寄りの消費生活センターなどをご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

問い合わせ先 役場産業振興課 ☎962-0238(直)